

加須市市民創造参加型文化・学習センター協働事業支援要綱

(平成 25 年 6 月 27 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新たな芸術文化団体の立上げ又は地域の芸術文化団体の統合若しくは一体感の醸成を目的とした事業を実施する団体に対し、当該事業に要する経費の一部を支援することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する支援に関しては、加須市補助金等の交付手続等に関する規則（平成 22 年加須市規則第 51 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支援対象団体)

第 2 条 支援の対象となる団体は、次に掲げるものとする。

(1) 設立後 3 年を経過していないもの（次条第 2 号の目的で新たな連合体又は実行委員会を組織して事業を実施する団体を除く。）

(2) 構成する者の数がおおむね 20 人以上であって、そのうち参画する市民の数が 30 パーセント以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、市から補助金（加須市地域市民活動支援補助金「企画立案支援新規団体育成はじめよう」を除く。）を受けている団体は、支援の対象外とする。ただし、他の団体と協働して次条に規定する協働事業を実施する場合は、この限りでない。

(支援対象事業)

第 3 条 支援の対象となる事業は、前条の団体が加須市文化・学習センター（以下「文化・学習センター」という。）において実施する次に掲げる加須市市民創造参加型文化・学習センター協働事業（以下「協働事業」という。）とする。

(1) 新たな創造体験型の芸術文化活動として、多くの市民がその活動に参画する事業

(2) 地域の芸術文化団体の統合又は一体感の醸成を目的として、市民自らが企画し、運営し、及び参画する事業

(支援内容)

第4条 教育委員会は、第2条の団体に対して、協働事業に要する経費のうち当該事業を実施する日の文化・学習センターの大ホール若しくは小ホール又は多目的ホール等の施設（楽屋、リハーサル室等を含む。）及び附属設備並びに備品の使用料（以下「使用料」という。）を1団体につき3回（1年度につき1回）を限度として支援する。

2 前項に規定する支援の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1回目 使用料の90パーセント以内の額

(2) 2回目 使用料の60パーセント以内の額

(3) 3回目 使用料の30パーセント以内の額

（支援申請）

第5条 前条の支援を受けようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、あらかじめ教育委員会と協働事業に係る協議をした上で、市民創造参加型協働事業支援申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 市民創造参加型協働事業の企画提案書

(2) 市民創造参加型協働事業計画書（様式第2号）

(3) 市民創造参加型協働事業収支予算書（様式第3号）

(4) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期限は、毎年度協働事業実施日の90日前とする。

3 第1項に規定する申請は、前条の支援を受けようとする都度行わなければならない。

（支援決定）

第6条 教育委員会は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、支援すべきものであると認めるときは、速やかに支援の決定をするものとする。

2 教育委員会は、前項の場合において適正な支援を行うため必要があるとき

は、支援の申請に係る事項に修正を加えて支援の決定をすることができる。

3 教育委員会は、支援の決定をする場合において、支援の目的を達成するため、必要があるときは、条件を付することができる。

(支援決定通知)

第7条 教育委員会は、支援の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、市民創造参加型協働事業支援決定通知書(様式第4号)により代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により支援の決定を受けた代表者(以下「支援決定者」という。)は、協働事業が完了したときは、当該事業の完了の日から1箇月以内に、市民創造参加型協働事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類等を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 市民創造参加型協働事業収支決算書(様式第6号)

(2) 市民創造参加型協働事業報告書(様式第7号)

(3) 領収書の写し

(4) 事業の経過又は成果を証する書類及び写真

(5) その他教育委員会が必要と認めるもの

(支援確定等)

第9条 教育委員会は、前条に規定する決算書及び報告書の提出があったときは、内容を審査し、支援の決定及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支援の額を確定し、市民創造参加型協働事業支援確定通知書(様式第8号)により支援決定者に通知するものとする。

2 教育委員会は、協働事業の支援決定者に対し、既納の使用料のうち第4条第2項各号に定める額を還付するものとする。

(還付請求)

第10条 代表者は、前条に規定する還付を受けようとするときは、市民創造参加型協働事業還付請求書(様式第9号)に前条第1項に規定する確定通知書の写しを添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する還付請求書に基づき、口座振込の方法により支援の額を交付するものとする。

(書類の整備)

第11条 支援決定者は、協働事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

2 前項の証拠書類は、協働事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、同日以後に支援の申請をする協働事業から適用する。